

（総則）

第1条 売払人及び買受人は、頭書の物品売払契約に関し、この契約書に基づき、別紙仕様書その他文書に従い履行しなければならない。

（権利又は義務の譲渡等）

第2条 買受人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、売払人の承諾を得た場合は、この限りではない。

（物品の引渡し）

第3条 売払物品の引渡しは、売払人の指示した文書その他に従って行うものとする。

2 買受人は、売払物品を搬出するときは、別に定めるところにより、売払人の確認を受けなければならない。

3 売払物品の搬出に必要な費用は、買受人の負担とする。

（危険負担）

第4条 天災その他不可抗力により売払物品が滅失又は毀損したときは、その滅失又は毀損が売払物品の引渡し前の場合にあっては売払人の負担とし、引渡し後の場合にあっては買受人の負担とする。

（契約不適合責任）

第5条 売払人は、売払物品引渡し後において当該物品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことへの責任を負わない。

（契約内容等の変更）

第6条 売払人は、必要があるときは、売払物品の規格等を変更させ、又は売払いを一時中止させることができる。

2 買受人は前項により買受人に損失が生じた場合、売払人にその補償を請求することができない。

（売払人の催告による解除権）

第7条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1）正当な理由なく、履行期間内に履行しないとき、又は履行期間の経過後相当の期限内に債務の履行を完了する見込みがないとき。

（2）債務の履行を放棄し、又は正当な理由なくこれを中止したとき。

（3）前各号のほか、この契約に違反したとき。

（売払人の催告によらない解除権）

第7条の2 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）買受人がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（2）買受人の債務の一部の履行が不能である場合又は買受人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（3）契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、買受人が履行をしないでその時期を経過したとき。

（4）第9条又は第9条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（5）買受人について破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

（6）手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、事業執行が困難と見込まれるとき。

（7）前各号に掲げる場合のほか、買受人がその債務の履行をせず、売払人が第7条の催告をしても契約をした目的を達するのに足る履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（談合その他不正行為による解除）

第7条の3 売払人は、買受人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

（1）公正取引委員会が、買受人に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして、独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下この条において「抗告訴訟」という。）が提起されたときを除く。）。

（2）公正取引委員会が、買受人に独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「課徴金の納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

（3）公正取引委員会が買受人に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、買受人が抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

（4）公正取引委員会が行った排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が買受人又は買受人が構成事業者である事業者団体（以下「買受人等」という。）に対して行われたときは、買受人等に対する命令で確定したものをいい、買受人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令等」という。）において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（5）排除措置命令等により、買受人等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が買受人に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該独占禁止法違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当

該取引分野に該当するものであるとき。

- (6) 買受人（買受人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

（暴力団排除措置による解除）

第7条の4 売払人は、買受人（買受人が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員。以下この条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 買受人が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 買受人の役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (3) 買受人の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
- (4) 買受人の役員等が、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用しているとき。
- (5) 買受人の役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
- (6) 買受人の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に売払物品引渡債権を譲渡したとき。

（不当要求による解除）

第7条の5 売払人は、買受人（買受人が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員。以下この条において同じ。）が、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) この契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて売払人の信用を棄損し、又は売払人の業務を妨害する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が売却する売払物品の買受人として不適切であると認められる行為

（売払人の責めに帰すべき事由による場合の解除権の制限）

第8条 第7条各号又は第7条の2各号に定める場合が売払人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、売払人は、各条の規定による契約の解除をすることができない。

（買受人の催告による解除権）

第9条 買受人は、売払人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（買受人の催告によらない解除権）

第9条の2 買受人は次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部の契約を直ちに解除することができる。

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、売払物品の搬出をすることができないとき
- (2) 売払人がこの契約に違反し、その違反により売払物品の引渡しが可能となったとき

（買受人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第10条 第9条又は第9条の2に定める場合が買受人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買受人は、各条の規定による解除をすることができない。

（談合等に係る違約金等）

第11条 買受人は、この契約に関して、第7条の3各号のいずれかに該当するときは、売払人がこの契約を解除するか否かを問わず、売払代金の10分の2に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第7条の3第1号から第5号までに掲げるもののうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売である場合その他売払人が特に認める場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、売払人に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合は、売払人は、その超過分につき賠償を請求することができる。

（売払代金）

第12条 買受人は、売払代金を売払人が発行する納入通知書により、その定められた期限内に納付するものとする。

2 買受人は、前項の期限までに売払代金を納付しなかった場合は、当該期限内の翌日から納付した日までの日数に応じ売払代金につき契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した金額を違約金として売払人の指定した期日までに支払わなければならない。

(売払人の損害賠償請求権)

第13条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期限内に売払物品の搬出をしないとき

(2) 第7条、第7条の2、第7条の3、第7条の4又は第7条の5の規定により、売払物品の一部又は全部の搬出後にこの契約が解除されたとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、買受人は、売払代金の10分の1に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第7条、第7条の2、第7条の3、第7条の4又は第7条の5の規定により、売払物品の搬出前にこの契約が解除されたとき。

(2) 買受人がその債務の履行を拒否し、又は買受人の責めに帰すべき事由によって買受人の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するとみなす。

(1) 買受人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 買受人について会社更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 買受人について民事再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして買受人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項の場合においては、売払人は、売払代金につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される支払遅延防止法第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した額を請求することができるものとする。

(買受人の損害賠償請求等)

第14条 買受人は、売払人が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして売払人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第9条又は第9条の2の規定により、この契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(不当介入への対応)

第15条 買受人は、この契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、当該不当介入を管轄する警察署長に通報するとともに、売払人に報告しなければならない。

2 買受人は、前項の規定による売払人への報告を行った場合において、不当介入を受けたことにより、当該契約につき履行遅滞等が生じるおそれがあるときは、売払人に履行期間の延長等を請求することができる。

3 売払人は、前項の規定による請求を受けた場合において、必要があると認められるときは、履行期間の延長等の措置を講じるものとする。

(労働環境の確認等)

第16条 売払人は、岐阜市公契約条例（令和2年岐阜市条例第16号。以下「条例」という。）第13条に規定するこの契約の適正かつ適切な履行を確保するために、条例第2条第6号に規定する労働者（以下「労働者」という。）の労働環境について確認する必要があると認める場合は、買受人に対してこの契約に係る労働環境についての確認を行うことができる。

2 買受人は、売払人が行う前項の確認に協力するものとする。

3 第1項の確認を受けた買受人は、契約の名称、売払人が確認した労働環境の状況等を記載した書面を、労働者が業務に従事する場所等の見やすい場所に掲示し、若しくは労働者の閲覧に供し、又は労働者に交付するものとする。

(不利益取扱いの禁止等)

第17条 買受人は、この契約に従事する労働者が、条例第14条第1項の規定による申出を売払人にしたことを理由として、当該労働者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

2 売払人は、条例第14条第1項の申出を受理した場合は、買受人に対して、当該申出に係る事実について確認することができる。

(労働環境の改善等)

第18条 売払人は、第16条第1項又は前条第2項の確認の結果、労働者の適正な労働環境が確保されていないと認めた場合は、買受人に対し、これを改善するよう指導できる。

2 買受人は、前項の規定による改善の指導を受けた場合は、速やかに労働者の適正な労働環境を確保するための改善に努めるものとする。

(買受人への措置)

第19条 売払人は、買受人が関係法令、条例等を遵守していないと認められる場合その他この契約に係る労働者の適正な労働環境が確保されていないと認める場合は、買受人に対し必要な措置をとることができる。

(契約規則の遵守)

第20条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行にあたっては、関係法令及び条例並びに岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）を遵守しなければならない。

(質疑等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、売払人と買受人とが協議の上これを定める。